

亀山市告示第126号

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部を改正する告示

亀山市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(医療費の請求及び支払)</p> <p>第13条 指定医療機関は、医療券による養育医療を実施したときは、それに要した費用のうち市長が負担する額（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額から医療保険各法による給付の額を差し引いた自己負担額）を市長に請求するものとし、請求方法については、次に掲げる省令及び関連通知を適用するものとする</p>	<p>(医療費の請求及び支払)</p> <p>第13条 指定医療機関は、医療券による養育医療を実施したときは、それに要した費用のうち市長が負担する額（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）及び、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）により算定した額から医療保険各法による給付の額を差し引いた自己負担額）を市長に請求するものとし、請求方法については、次に掲げる省令及び関連通知を適用するものとする</p>

<p>る。</p> <p>(1) <u>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令</u> (昭和51年厚生省令第36号)</p> <p>[ (2) 及び (3) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>	<p>る。</p> <p>(1) <u>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</u> (昭和51年厚生省令第36号)</p> <p>[ (2) 及び (3) 略 ]</p> <p>[ 2 略 ]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。